

平成 29 年度
事業報告

平成 29 年 4 月 1 日 から
平成 30 年 3 月 31 日 まで

公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構



はじめに

スポーツは、世界共通の人類の文化であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、安全かつ公正な環境のもとでスポーツに親しみ、楽しみ、またはそれを支える活動に参画する機会の確保は、スポーツ基本法が求める基本理念である。

ドーピングは、アスリートに重大な健康被害をもたらすことはもとより、スポーツに親しみ、楽しみ、他者を尊重する等の「スポーツの価値」を根本から損ねるものであり、社会的な問題である。

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「当機構」という。）は、ドーピングのない公正・公平な条件のもとにスポーツに取り組むという、アスリートの基本的な権利を擁護することのみならず、スポーツの振興および健全な発展に寄与するという使命および社会的意義を認識し、その目的を達成すべく、アンチ・ドーピング活動を展開している。

当機構の平成 29 年度における事業活動の実施状況は以下のとおり。

I 事業活動

1. ドーピング検査

（1）ドーピング検査の実施

世界アンチ・ドーピング規程および国際基準に準拠した「日本アンチ・ドーピング規程」に従って、国内の主要競技大会、および国民体育大会における「競技会検査」、ならびに公的助成金受給対象競技者を主な対象とした「競技会外検査」を実施した。

本年度の実績は次のとおり。

①検査実施数

<全体>

	当機構主催	IF/WADA 他委託	項目計
競技会検査	3,395	594	3,989
競技会外検査	1,856	180	2,036
合 計	5,251	774	6,025

（上記の内、血液検体の検査数）

<内、血液>

	当機構主催	IF/WADA 他委託	項目計
競技会検査	0	6	6
競技会外検査	234	101	335
合 計	234	107	341

②アンチ・ドーピング規則違反の発生状況（本年度 5 件）

競技種目	違反内容（物質）	制裁内容
水泳	1,3-ジメチルブチルアミン [1,3-dimethylbutylamine]	・ 競技成績の失効 ・ 資格停止：7 ヶ月
カヌー	メタンジエノン [metandienone]	・ 競技成績の失効 ・ 資格停止：無し
カヌー	禁止物質の投与	・ 競技成績の失効 ・ 資格停止：8 年
フェンシング	プレドニゾロン [prednisolone] プレドニゾン [prednisone]	・ 競技成績の失効 ・ 資格停止：1 年 3 ヶ月
レスリング	クレンブテロール [clenbuterol] メチルエフェドリン [methylephedrine]	・ 競技成績の失効 ・ 資格停止：1 年 8 ヶ月 ※日本スポーツ仲裁機構の 仲裁判断による

（２）ドーピング検査員の養成

ドーピング検査を適切に実施するためには、検査に必要とされる専門的知見を有し、最新の規則を遵守することができるドーピング検査員（DCO）の確保が不可欠である。また、ドーピング検査に関する国際基準により、検査員は新規の認定および認定更新を受けるための研修プログラムを受講することが義務付けられている。本年度は、ドーピング検査員養成講習会を 4 回（新規認定：1 回、更新認定：3 回）開催し、137 名の参加があった。新たに、「ラグビーワールドカップ 2019」、「第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）」および「東京 2020 パラリンピック競技大会」等の大規模競技大会に向けた国際総合大会ドーピング検査員の募集を行い、講習会および研修会を各 1 回実施した。

（３）血液検査実施に係る体制整備

尿検査のみでは検出できない禁止物質があるため、ドーピング検査の実効性向上およびアンチ・ドーピング活動の強化においては、血液検査の実施が必須の要件となっている。これを推進するため、医師ないし看護師が血液検体の採取をおこなうにあたって、一昨年度に策定した「日本国内ドーピング検査における採血に関する指針」、昨年度に策定した「採血者（Blood Collection Officer/BCO）の養成プログラム」に基づき、BCO 養成講習会を実施し、5 名の採血者を養成した。

（４）インテリジェンス体制の構築

巧妙な手法によってアンチ・ドーピングのルールをすり抜けようとする事案に対処できるようにするため、検査以外の方法による捕捉体制の強化が必要となっている。「世界アンチ・ドーピング規程」「検査及びドーピング調査に関する国際基準」において義務化されたインテリジェンス活動を展開する為、独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）と連携して体制整備をおこなっている。また、株式会社 LSI メディエンスとの連携のもとアスリートの生体指標を継続

して観察するための「アスリートバイオリジカルパスポート（ABP）」の運営を継続しておこなっている。

（５）ドーピング検査手法の実効性確保に関する整備事業

本事業では、現状では検出方法が確立されていない新たなドーピング検査技術の研究開発により、ドーピング検査の形骸化を防止し実効性を確保することを目的とし、分析および研究開発に関する知見を豊富に備えた関係機関との連携のもと、以下のテーマを設定し研究をおこなった。今年度の研究から得られた成果に加えて、新たに具体的な課題を抽出するなど、来年度以降の研究開発に道筋をつけることができた。

- ① dl-メチルエフェドリンとその代謝物、および dl-メチルエフェドリンの尿排泄プロファイルに関する評価（当機構独自）
- ② 脳機能画像を用いたベンズトロピンのドパミン神経系への作用評価および新規リガンド [11C]PHNO を用いたドパミン放出量の測定法の開発（日本医科大学）
- ③ ترامadolの情動および中枢性鎮痛作用評価（日本医科大学）
- ④ ドーピング禁止物質分析の網羅的および高精度、高感度化に寄与する新技術の開発（LSI メディエンス）
- ⑤ 分析に要する時間の短縮および男性ホルモン軟膏によるドーピングの検出技術開発（LSI メディエンス）

２．教育啓発・情報提供

（１）アンチ・ドーピング教育・啓発活動年間計画策定支援（加盟団体向け）

加盟団体が自団体でアンチ・ドーピング教育・啓発活動を推進するための支援として、アンチ・ドーピング教育・啓発年間計画策定に関する支援を 5 団体（フェンシング、ウエイトリフティング、テニス、ソフトボール、車椅子バスケット）に実施した。各団体のアンチ・ドーピング教育・啓発活動に関する担当者と定期的な検討会を開催し、現状の課題抽出、教育・啓発活動のあるべき姿、年間計画を実現するための組織体制等を議論した上で、各団体の担当者とともに年間計画を策定した。

（２）アンチ・ドーピング研修会の実施

当機構職員、およびアンチ・ドーピング教育活動のために養成した講師等により、検査対象者登録リスト登録アスリート（RTPA）を含むトップレベルのアスリートを主な対象として、アンチ・ドーピングに関する研修会を実施した。アスリートの年齢層もしくはパフォーマンス層に見合った研修内容とする等、効果的な実施のための施策に加え、アスリートのみならずコーチ、監督やトレーナー、医師等の出席も促した結果、約 3,300 名の参加者を得た。

(3) アウトリーチプログラムの実施

アスリートのみならずより多くの人々がスポーツの価値やアンチ・ドーピングに関するメッセージに触れる機会を創設するため、アスリートおよびその関係者、また競技場に来場する一般市民を対象として、競技会会場にブースを展開し、アンチ・ドーピング活動の概念や意義についての情報を発信するアウトリーチプログラムを計 75 回実施し、その参加者は約 14,300 名となった。また、各競技団体がスポーツの価値を高める活動を自主的に推進するために、競技団体自らが主体となってアウトリーチプログラムを展開できる体制支援をおこなった。

(4) 教育活動の協力者（講師等）養成

教育・啓発活動、および情報発信の機会拡充のため、当機構職員以外に同活動に携わることができる協力者を養成することを目的として、「アンチ・ドーピング研修会の講師を育成するための講習会」および「アウトリーチプログラムにおける運営補助員養成のための大学生を対象とした講習会」を実施した。また、加盟団体が主体となって活動するための支援として、「加盟団体等の教育担当者向け講師養成講習会」を 3 回実施することで、加盟団体が自立してアンチ・ドーピング教育・啓発活動が推進できる体制の支援をおこなった。

(5) 高等学校を中心とした「スポーツの価値」に基づく教育の実践

「スポーツの価値」を基盤とした教育活動は、アンチ・ドーピングを通して社会や生き方に対する素養を育むことを目的としており、体系的な教育モデルの確立を目指して、昨年度から継続して「モデル校」の設定を推進した。本年度は札幌市、山形県、神奈川県、静岡県、和歌山県、岡山県、福岡県、鹿児島県でモデル校の実績ができた。さらに、各モデル校での実践例をより広く共有するため「スポーツの価値を基盤とした授業づくり」のワークショップを開催、授業研究発表会をおこなうとともに、指導案作成ワークショップをおこなった。

(6) 最新情報の収集活動

諸外国における最新の活動や情報を収集し、国内における教育啓発活動や教材等を作成する際の参考とした。また、アスリートおよび指導者等に情報提供をおこなうため、国際競技大会等へ職員等を派遣する事業をおこなった。本年度の主な活動は次のとおり。

- ① ユニバーシアード夏季台北大会、ピョンチャン・オリンピック/パラリンピック競技大会に DCO を派遣
- ② カナダのアンチ・ドーピング機関（CCES）への教育担当職員の派遣
- ③ カナダ（CCES）およびノルウェー（ADNO）のアンチ・ドーピング機関から教育責任者を招聘し、アンチ・ドーピング教育啓発に関する情報共有を実施

(7) 公認スポーツファーマシストの養成

最新のアンチ・ドーピングに関する知識を有する薬剤師の養成を図るための認定プログラムを実施した。本年度も、基礎講習会と実務講習、および認定試験を通じた養成事業を継続して実

施した。平成 30 年 4 月 1 日時点で認定者数は 8,711 名となる。(前年同日比 817 名増)
なお、公認スポーツファーマシスト認定制度は、日本が世界に先駆けて導入した制度であり、国際貢献活動の一環として他国への導入支援活動も展開している。

(8) 使用可能薬判定システム (Global DRO) の利用促進

成分が禁止物質／方法に該当するか否かを検索できる「Global Drug Reference Online」(Global DRO)に参画し、そのメンバーである米国、英国、カナダ、オーストラリア、スイスの 5 か国のアンチ・ドーピング機関と定期的に情報共有をおこない、国内における利便性を高めるための対応を継続的におこなっている。

(9) その他の主な教育啓発活動

アスリート向けドーピング検査動画および検査ガイドリーフレットを制作し、加盟団体、都道府県体育協会、高体連等へ配布し、研修会等の教育活動で活用するように促した。本動画では、スキージャンプの高梨選手、車椅子テニスの国枝選手のドーピング検査の経験談等についてインタビューをおこない、ロールモデルアスリートからのメッセージとして発信した。

3. 国際貢献

(1) 「Real Champion 教育パッケージ」の充実化、世界的な展開

「スポーツの価値教育」と「アンチ・ドーピングのルール」に関するガイドブック、指導要領、ワークシートなどの教育資材をセットにしたパッケージを世界各国で展開している。本年度は、視覚障がいを持つアスリート等に対象者を広げコンテンツを開発・充実化を図り活用の幅を広げた。ロシアのカザンで開催されたユネスコ主催のスポーツ・体育担当大臣会合 (MINEPS)、台北で開催された国際大学スポーツ連盟 (FISU) ワールドカンファレンス、ミャンマーで開催された第 1 回 日 ASEAN スポーツ大臣会合等の機会を活用し、展示・紹介を行った。また、独立行政法人国際協力機構 (JICA) 海外拠点 26 カ国において教育パッケージを配置するとともに、JICA 研修所に教育パッケージの紹介リーフレットと活用の手引きを設置した。

(2) PLAY TRUE トーチリレー実施

3 名のアスリートにインタビューを実施し、WEB サイトに掲載しメッセージを展開した。世界的に影響力のあるアスリートを選定し、そのアスリートや所属国際競技連盟 (IF) のソーシャルメディア等を通して、本プロジェクトの認知度を高める配信を行った。さらに、閲覧者が毎日サイトに訪れることを狙った“Find my PLAY TRUE”クイズのコンテンツを立ち上げた。

（３）国際競技連盟（IF）との連携推進プログラム

本年度は、以下の大会において IF 等との連携活動を展開した。IF の発信力を活かし、一般の人々を含むより広い対象層に PLAY TRUE 2020 を通したメッセージを届ける機会が増加した。

【IF 等との連携推進】

- ・ 2017 ITU 世界トライアスロンシリーズ横浜大会（ITU：国際トライアスロン連合、との連携）
- ・ FIVB 世界クラブ女子選手権 2017 神戸大会（FIVB：国際バレーボール連盟、との連携）
- ・ 2017 IWF 世界ジュニア選手権大会（IWF：国際ウエイトリフティング連盟、との連携）
- ・ ダイハツヨネックスジャパンオープン（BWF：世界バドミントン連盟、との連携）
- ・ 近代五種アジア選手権（ユース）（UIPM：国際近代五種連合、との連携）
- ・ アジアユースパラ競技大会（APC：アジアパラリンピック委員会、との連携）
- ・ 国際パラリンピック委員会（IPC）と PLAY TRUE トーチリレーでの連携

（４）アンチ・ドーピング活動が発展途上である地域への活動支援

アンチ・ドーピング体制・活動が発展途上である国や地域アンチ・ドーピング機関（Regional Anti-Doping Organization [RADO]）を対象として、専門的な知識や経験を有する人材の確保・育成のため、アジア・オセアニア地域諸国等への支援対応を継続して実施した。主な活動実績は次のとおり。

- ① 「アジア・オセアニア国際アンチ・ドーピング セミナー」の開催
パラオ、イエメンから初参加国を含む、計 28 か国・地域、45 名の参加
- ② 東南アジア RADO（SEA RADO）、東京 2020、JADA との三者間で覚書締結
- ③ SEA RADO への支援
SEA RADO を招聘し「Real Champion 教育パッケージ」に関する研修を実施
- ④ アジア地域への支援
韓国、中央アジア、西アジア、ブータンなどへ「Real Champion 教育パッケージ」導入支援
- ⑤ ロシア
「Real Champion 教育パッケージ」内の一部の教材提供等

（５）その他の国際貢献活動に係る連携等

「Sport for Tomorrow」の連携として、つくば国際スポーツアカデミー（TIAS）、鹿屋体育大学国際スポーツアカデミー（NIFISA）にて、アンチ・ドーピング、スポーツの価値について授業を実施した。また、高等教育用の教育モジュールの展開をおこなった。

4. その他の事業

サプリメント製品の安全情報提供に係る検討

サプリメントに起因するドーピング違反が度々発生している中、アスリートをはじめ競技団体関係者等から製品の安全性に係る情報提供に対する要請が高まっている。国内外の情勢等を踏まえ、サプリメント認証制度に替わるあらたな枠組みを検討するための有識者会議を設置し、協議をおこなった。

Ⅱ 管理・運営

（１）特任理事の起用

当機構を取り巻く環境変化に迅速かつ的確に対応し、事業目的を達成するための組織体制の強化および法人の円滑な運営のため、新たに特任理事１名を起用した。（平成 29 年 7 月）

（２）情報セキュリティ管理に関する国際規格認証取得

個人情報をはじめとする情報の適切な安全管理体制を構築し、様々な脅威から情報を保護するため、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に係る国際規格（ISO27001:2013&JIS Q27001:2014）の認証を平成 29 年 7 月に取得した。

（３）品質管理の国際規格認証の更新

平成 20 年度に取得した「ドーピング検査の推進・管理体制に係る品質管理の国際規格」（ISO9001）について認証の更新審査を受け、平成 29 年 7 月に更新された。同マネジメントシステムの枠組みにおいて、要求事項への適合に係る自主点検と継続的改善を通じて、当機構がおこなうドーピング・コントロール全体の高い品質の維持に努めている。

Ⅲ 法人の概要

1. 定款に定める目的および事業内容

スポーツの価値の保全及び向上のため、アンチ・ドーピング活動を推進し、全ての競技者が公正・公平な条件のもとに競技に取り組むことができる環境を整え、もってスポーツの振興及び健全な発展を図ることを目的とする。

- (1) アンチ・ドーピングに係る基本計画を策定すること。
- (2) アンチ・ドーピングに係る検査を実施すること。
- (3) アンチ・ドーピングに係る教育及び啓発を行うこと。
- (4) アンチ・ドーピングに係る調査及び研究をすること。
- (5) アンチ・ドーピングに係る情報の収集及び管理を行うこと。
- (6) アンチ・ドーピングに関する検査の指導及び支援を行うこと。
- (7) アンチ・ドーピングに係る諸事業の推進体制を整備すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

2. 主たる事務所の所在地（定款第2条関係）

東京都北区西が丘3-15-1 国立スポーツ科学センター内

3. 評議員の状況（定款第13条関係）

評議員（32名） 平成30年3月31日現在

青木 剛	(公財)日本水泳連盟 会長
荒木田 裕子	(公財)日本バレーボール協会 理事
池田 めぐみ	(公財)山形県体育協会 スポーツ指導員
石井 甲一	(公社)日本薬剤師会 副会長
石川 哲也	神戸大学 名誉教授
泉 正文	(公財)日本体育協会 副会長兼専務理事
岡田 正治	(公財)全国高等学校体育連盟 会長
笠原 一也	NPO 法人日本オリンピック・アカデミー 会長
河合 純一	(一社)日本パラリンピアンズ協会 会長
川原 貴	(公財)日本体育協会 アンチ・ドーピング部会長
菊山 直幸	(公財)日本中学校体育連盟 専務理事
小松 裕	元衆議院議員
齋藤 浩	(公社)日本パワーリフティング協会 名誉会長
酒井 宏哉	(公財)日本スケート連盟 理事
佐々木 秀幸	(公財)日本陸上競技連盟 顧問

佐野 和夫	(公財)日本水泳連盟 名誉顧問
杉山 茂	スポーツプロデューサー
陶山 哲夫	(公財)日本障がい者スポーツ協会 理事・医学委員長
瀧澤 康二	(公財)日本体操協会 顧問
竹田 恆和	(公財)日本オリンピック委員会 会長
田嶋 幸三	(公財)日本サッカー協会 会長
野端 啓夫	(公財)日本野球連盟 専務理事
蓮沼 隆	(公財)日本ラグビーフットボール協会 副会長
平野 一成	(公財)日本オリンピック委員会 エリートアカデミーディレクター
福井 烈	(公財)日本テニス協会 専務理事
福田 富昭	(公財)日本レスリング協会 会長
真下 昇	(一社)日本トップリーグ連携機構 副専務理事
水野 正人	(公財)日本オリンピック委員会 名誉委員
村里 敏彰	(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 国際局長
森 喜朗	(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 会長
山口 香	筑波大学 体育系 教授
山脇 康	(公財)日本障がい者スポーツ協会 日本パラリンピック委員会 委員長

※（公財）日本体育協会は、平成 30 年 4 月 1 日付で（公財）日本スポーツ協会へ名称変更。

4. 役員の状況（定款第 28 条関係）

理事（7 名）・監事（2 名）平成 30 年 3 月 31 日現在

代表理事 会長	鈴木 秀典	日本医科大学大学院医学研究科 教授
代表理事 副会長	赤間 高雄	早稲田大学スポーツ科学学術院 教授
代表理事 理事長	河野 一郎	筑波大学 特命教授 学長特別補佐
代表理事 専務理事	浅川 伸	(公財)日本アンチ・ドーピング機構 専務理事
理 事	田邊 陽子	日本大学法学部 准教授
理 事	辻居 幸一	中村合同特許法律事務所 弁護士
理 事	山澤 文裕	丸紅株式会社 丸紅健康開発センター長
監 事	荒川 真司	成和総合会計事務所 公認会計士
監 事	岩崎 仁弥	行政書士岩崎経営法務研究所 行政書士

5. 職員の状況

職員数 39 名 平成 30 年 3 月 31 日現在 (前事業年度末比 7 名増)

※職員数に期間の定めのある雇用契約による者を含む、出向者を除く

※上記のほか、臨時の職員（パートタイマー）4 名在籍 (前事業年度末比 増減なし)

6. 加盟団体に関する事項（定款第 49 条関係）

加盟団体数 85 団体 平成 30 年 3 月 31 日現在

なお、平成 29 年度の新規加盟団体は以下のとおり。

一般社団法人 JSFD

【機密性 2 情報】

平成 2 9 年度事業報告 附属明細書

平成 2 9 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 3 4 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

平成 3 0 年 3 月 3 1 日
公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構